

生駒市立学校 教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

生駒市教育委員会

1 計画の趣旨および位置づけ

1-1 計画の趣旨

本計画は、生駒市立の公立学校等の教職員の健康及び福祉を確保しつつ、業務量の適切な管理を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条及び文部科学省が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の措置に関する指針」を踏まえ、本市における具体的な取組を整理するものである。

また、本計画は、第3次生駒市教育大綱における基本方針3-1「楽しい学校園づくりのための学校園運営体制の整備」に基づき、教職員にとって働きがいがあり、社会変化に応じたスキルや力を身につける機会を確保するため、働き方改革や指導・運営体制の充実、デジタル化などの業務改善を推進することを目的とする。

あわせて、本市が令和7年度より設置した「勤務時間適正化会議」および「勤務時間適正化ワーキンググループ（WG）」における実態分析・協議成果を踏まえ、生駒市の実情に即した具体的施策を明確化する。

1-2 本市の現状

生駒市立小・中学校の教職員の時間外在校等時間の平均は、令和6年度実績で約40時間／月（※約20%が45時間超）。また、勤務時間適正化会議及びWGにおける調査により、「国や教育委員会からのアンケート・提出書類・調査の削減」・「予算の柔軟な運用」・「ICTに関する業務改善」等が課題であると確認されている。

2 目標

2-1 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 月平均の時間外在校等時間を45時間以下とする教職員の割合を100%にする
- ・ 年間平均時間外在校等時間を30時間程度とする（中長期目標）
- ・ 月平均80時間超を0人とする

2-2 ワーク・ライフ・バランス／働きがいに関する目標

- ・ 年次有給休暇平均取得日数10日以上
- ・ 定時退校日（ノー残業Day）を週1回以上全校で実施（学校行事等により振替可）
- ・ ストレスチェック実施率100%
- ・ 高ストレス者割合を10%まで減少

3 計画期間

令和 8 年度～令和 10 年度（3 年間）

毎年度点検・必要に応じて見直す。

令和 10 年度以降は、市の教育大綱の策定年に合わせ、4 年間の計画期間とする。

4 業務量管理に関する措置

4-1 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

文部科学省が通知する「学校と教師の業務の 3 分類」に基づき、優先的に取り組む措置について整理する。

（1）学校以外が担うべき業務

本市では、教育委員会が主体となり、市長部局・地域・関係機関との連携を通じて、学校負担の構造的軽減を図る。

① 登下校時の見守り活動

- ・ 学校運営協議会において、通学路見守りの地域分担体制を整理する。
- ・ 学校主導の恒常的な見守り当番は原則行わない。

② 校外補導・夜間見回り対応

- ・ 警察・青少年健全育成団体との役割分担を明確化する。
- ・ 補導時の第一義的責任が保護者にあることを関係機関で共有する。

（2）教師以外が積極的に参画すべき業務

教育委員会が予算・制度整備を行い、学校現場の人的支援を拡充する。

③ 調査・統計業務

- ・ 市教育委員会からの文書発出方法を見直し、直接発出する件数を削減する。
- ・ 申請書等の様式について、押印廃止等の観点で見直しを行う。

④ 学校施設管理

- ・ 学校体育施設の地域開放管理の外部委託を推進する。
- ・ 学校プール管理業務の委託可能性を検討する。

⑤ 部活動

- ・ 休日の部活動について地域展開を推進する。
- ・ 部活動指導員配置を拡充する。
- ・ 活動時間の適正化基準を徹底する。

（3）教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

授業の質を維持しつつ、効率化と専門分業を進める。

⑥ 授業準備・評価・成績処理

- ・ スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続し、教職員の業務補助を行う。
- ・ 校務支援システムによる成績処理の効率化を推進する。

⑦ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、専門職の配置を拡充し、学校との連携を推進する。

4-2 学校における措置の推進

学校における教育活動の質を確保しつつ、教育職員の業務の適正化を図るため、以下の措置を計画的に推進する。

① 教育課程編成の適正化

- ・ 各学校の年間総授業時数および週当たり授業時数については、年度当初の教育課程編成段階で、法令上の標準授業時数を基準とし、真に必要な時数となるよう精査する。
- ・ 特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、過度な上積みを行わない原則を徹底する。

② 日課表・学校運営の再設計

- ・ 当初の目的が形骸化している行事・取組については、職員会議等において検証し、統合・廃止・簡素化を行う。
- ・ 清掃時間・頻度については、教育的意義と実施負担のバランスを検証し、実情に応じて見直す。
- ・ 放課後活動や会議については、原則として勤務時間内に収まる設計とし、時間外常態化を防止する。
- ・ 「会議は目的と成果を明確にする」「紙配布を原則廃止する」など、校内運営ルールを明文化する。

③ 校務 DX の推進

- ・ 成績処理、出欠管理、調査回答、通知文書配信等の校務について、校務支援システムを最大限活用する。
- ・ 共有フォルダや共同編集ツールを活用し、授業準備や資料作成の共同化を進める。
- ・ AI・自動採点技術等の活用可能性を検証し、採点・分析業務の効率化を図る。

④ 勤務時間外対応の縮減

- ・ 勤務時間外の電話対応を原則行わない運用を徹底する。
- ・ 通話録音機能を計画期間内に全校へ整備する。
- ・ 保護者への周知を通じて、連絡可能時間帯の明確化を図る。

5 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法その他関係法令の規定を遵守するとともに、長時間勤務の発生時の健康確保および心身の健康保持の観点から、以下の取組を推進する。

5-1 長時間勤務者への健康確保措置

長時間勤務が発生した場合において、教育職員の健康を確保するため、以下の措置を講じる。

- ・ 時間外在校等時間を客観的に把握し、1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対しては、医師（産業医）による面接指導を実施する。
- ・ 当該教育職員については、所属長による面談を行い、業務の再配分や業務内容の見直し等の必要な措置を講じる。
- ・ 教育委員会事務局において時間外在校等時間の状況を把握し、必要に応じて学校への指導・助言を行う。

5-2 心身の健康管理体制の充実

教育職員の心身の健康保持および職場環境の改善を図るため、以下の取組を推進する。

- ・ すべての学校においてストレスチェックを実施し、実施率100%を目標とする。
- ・ ストレスチェック結果の集団分析を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 教育職員が心身の健康に関する相談を行うことができるよう、教育委員会及び外部専門機関による相談窓口を周知する。

5-3 休暇取得の促進と勤務環境の整備

教育職員が心身の回復を図りながら継続して勤務できる環境を整備するため、以下の取組を推進する。

- ・ 教育職員が計画的に年次有給休暇を取得できるよう、学校における業務分担や校内体制の工夫を促進する。
- ・ 長期休業期間中には学校閉庁日を設定し、教育職員がまとまった休暇を取得できる環境を整備する。

- ・ 教育職員の多様な働き方の実現に向け、県教育委員会で整備している勤務制度や在宅勤務等の導入可能性について検討し柔軟な運用を促進する。

6 関連する取組及び今後のフォローアップ

本計画の実効性を確保するため、教育委員会において取組状況の把握及び検証を行うとともに、学校及び関係機関と連携しながら継続的な改善に取り組む。

6-1 取組状況の把握及び公表

- ・ 各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況について、出退勤管理システムにより把握し、毎年度取りまとめを行う。
- ・ 取組状況については、生駒市ホームページ等において公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議等において報告する。

6-2 勤務時間適正化会議及びワーキンググループの活用

- ・ 教育委員会事務局に設置した「勤務時間適正化会議」において、本計画に基づく取組の進捗状況を定期的に確認し、必要な改善策を検討する。
- ・ 市内各学校から選出された学校教職員で構成する「勤務時間適正化ワーキンググループ（WG）」において、学校現場の実態や課題を共有し、具体的な業務改善策の検討を行う。
- ・ 会議及び WG で整理された改善方策については、校長会等を通じて各学校へ共有し、市全体での働き方改革の推進につなげる。

6-3 学校への支援及び指導

- ・ 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校に対して聞き取りや指導・助言を行う。
- ・ 特に時間外在校等時間が長時間となっている学校に対しては、業務改善に向けた個別の支援を実施する。

6-4 学校及び地域との連携

- ・ 校長会等の機会を通じて本計画の内容を周知し、各学校における働き方改革の取組を促進する。
- ・ 学校運営協議会等を活用し、地域や保護者の理解を得ながら、学校における業務改善の取組を推進する。